



## 2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、概ね次のとおりと解される。

処分庁は、請求人が居所不明であったとして保護を廃止し、また、居住実態がないとして請求人の保護開始申請を却下しているが、請求人の居所が不明だったことは一度もないので、本件処分は違法又は不当である。

## 第2 処分庁の主張

処分庁は弁明書により本件審査請求の棄却を求めており、その理由は、下記のとおりと解される。

生活保護法（以下「法」という。）第19条第1項は、要保護者に対する保護の決定及び実施の責任について、要保護者の居住地又は現在地により定めている。そして、この場合の居住地とは、要保護者の居住事実の継続性があり、生計の本拠となっている場所である。

請求人は、処分庁の職員が平成 年 月 日に請求人の実家を訪問した際、 とともに同年 月から実家に居住していることを認めている。

また、請求人の は、請求人とその が平成 年 月頃から実家に居住していることを認めている。

さらに、平成 年 月以降に処分庁の職員が行った家庭訪問において、請求人は居住地として申告している住居に居らず、不動産業者の証言や警察が行った安否確認時の状況からも、平成 年 月以降においては当該住居における居住実態が認められない状態であった。

このため、処分庁は居住地保護の要件に欠けると判断し、居住実態が不明であることを理由として請求人世帯の保護廃止処分、返還金決定処分及び過誤払金決定処分を行ったものである。

また、請求人からの平成 年 月 日付け保護申請については、請求人から聴取した生活状況や家庭訪問時の請求人の不在状況から、居住地とする住居への居住実態があるとは認め難く、居住地保護の要件を欠くと判断したため、保護申請却下処分を行ったものである。

以上から、本件処分は妥当であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 請求人の反論

処分庁の弁明に対し、請求人から平成 年 月 日付けで反論書が提出され、その趣旨は次のとおりと解される。

処分庁は、請求人に会えないことや電話が通じないことをもって請求人が実家に行っていると解釈しているが、請求人は [ ] のため人に会えなくなって自宅に引きこもっているだけであり、事実は以下のとおりである。

- ・請求人は平成 [ ] 年 [ ] 月までは [ ] の住居に居り、実家には行っていない。
- ・平成 [ ] 年の正月には実家へ行ったが、 [ ] 日には [ ] の住居に戻っている。
- ・平成 [ ] 年 [ ] 月に大出血して [ ] と診断され、それが原因の体調不良のため1箇月程度実家にいたが、 [ ] 月初旬から [ ] 月 [ ] 日までは [ ] の住居にいた。
- ・ [ ] 月 [ ] 日に実家に行き、その際発熱して動けなくなったが、 [ ] 月 [ ] 日には [ ] に戻って保護の再申請を行った。

平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日、実家にいた請求人を処分庁の職員が訪問し、請求人及びその [ ] は「 [ ] 月から [ ] に居た」と書くよう言われ何か文書を書かされたが、控えがなく何の文書であったのかは不明である。

処分庁は請求人が [ ] であることを知っていると思われるが、そのような請求人に対し、一度も弁明の機会を与えずに保護費の支給を止め、 [ ] 月 [ ] 日になってから [ ] 月 [ ] 日に遡って保護を廃止した処分は違法又は不当である。

#### 第4 当庁の認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- 1 請求人及びその [ ] は、平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日から、 [ ] にて生活保護を受給していたこと。
- 2 処分庁は、平成 [ ] 年 [ ] 月以降に行った家庭訪問、請求人の住居を管理する不動産事業者からの聴取及び警察官が行った請求人宅での安否確認の結果等から、平成 [ ] 年 [ ] 月以降については当該住居における請求人の居住実態が認められない状態であり、居住地保護の要件を欠くと判断したこと。  
そして、この判断に基づき請求人の保護を平成 [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日に遡って廃止することを決定し、廃止理由を「居住実態が不明なため」として同年 [ ] 月 [ ] 日付けで請求人に通知したこと。

- 3 処分庁は、上記2の判断及び決定に基づき、平成●●年●●月分の請求人世帯の保護費のうち代理納付されていた住宅扶助費を除く額を法第63条に基づく返還金として決定し、また同年●●月分の住宅扶助費については返納決定し、それぞれ同年●●月●●日付け●●第●●●●●●号及び●●第●●●●●●号で請求人に通知したこと。
- 4 請求人は、平成●●年●●月●●日に処分庁に対し保護を申請したこと。
- 5 処分庁は、平成●●年●●月●●日にケース診断会議を開催し、請求人世帯の保護の要否判定の結果は保護要であるが、請求人から聴取した生活状況や家庭訪問時の不在状況から、請求人が申告した住居における居住実態が認められず、居住地保護の要件を欠くと判断したこと。  
そして、この判断に基づき請求人の保護申請を却下することを決定し、却下理由を「居住実態が不明なため」として同年●●月●●日付けで請求人に通知したこと。
- 6 平成27年10月6日付けで本件審査請求が提起されたこと。
- 7 処分庁から平成●●年●●月●●日付けで弁明書が提出されたこと。
- 8 請求人から平成●●年●●月●●日付けで反論書が提出されたこと。

#### 第5 当庁の判断

- 1 法第4条は、「保護は、生活に困窮するものが、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- 2 法第19条は、国民が要保護状態に陥った場合に速やかに保護を受けられることを保障するため、保護を行うべき者、すなわち「保護の実施機関」を定めている。
- 3 法第24条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。」と規定している。
- 4 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなった

ときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定している。

ここでいう「保護を必要としなくなったとき」とは、生計が向上して生活困窮の状態でなくなるなど、被保護者が法第4条に規定する要件を満たさなくなり、保護を継続実施すべき状態でなくなった場合であると解される。

5 法第27条第1項は、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定している。

6 法第62条第1項は、「被保護者は、保護の実施機関が、(中略)第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と規定している。

7 法第62条第3項は、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と規定し、同条第4項は、「保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時および場所を通知しなければならない。」と規定している。

8 以上の見地から、本件審査請求について判断する。

処分庁は、請求人世帯が法第19条第1項に規定された居住地保護の要件を欠くとし、保護廃止処分及び保護申請却下処分を行っている。

しかし、上記2のとおり、法第19条第1項は保護の実施機関を定めたものであって、保護の要件を定めたものではない。

保護の廃止について、法は、上記4及び7のとおり、要保護状態の消滅又は法第27条第1項に基づく指導指示に違反した場合については規定しているが、保護の実施責任の消滅による保護の廃止についての規定はない。

このような廃止は、被保護者が他の実施機関の管内へ転出した場合などに行われる、いわば手続的な廃止であって、新たな保護の実施機関への連絡等の措置を伴うものでなければならない。

以上から、法第19条第1項の規定を根拠とした保護廃止処分は、そもそも法の適用を誤っている。

請求人及び処分庁の主張から、請求人及びその[ ]が請求人の実家で起居し

ていた期間があったことは認められるが、請求人世帯の要保護状態が消滅したと判断するに足る十分な事実確認がなされていたとは認められない。

このような場合、処分庁は必要に応じて上記5に基づく文書による指導指示を行うなどして請求人の居住実態を把握すべきであり、その結果、実家で起居することにより請求人世帯の最低生活費の減少が確認された場合には相当額の保護費を減額変更すればよいし、請求人及び[ ]の生活の本拠が請求人の実家であると確認された場合には世帯認定の見直しを行うとともに必要に応じてしるべき保護の実施機関に連絡等をすべきものである。

また、請求人が文書による指導指示に従わず、保護の目的が達成できないため保護を停止又は廃止する場合においては、上記7に基づき事前に弁明の機会を付与すべきである。

保護の開始についても、法は上記3のとおり規定しており、保護の要否は最低生活費と収入及び活用し得る資産や能力等との対比より決定されるべきものであるが、処分庁は、請求人世帯が保護を要する状態であると認めていながら、居住実態が不明であるとして法第19条第1項の規定を根拠として保護申請却下処分を行っており、法の適用を誤っている。

以上により、処分庁が行った請求人に対する保護廃止処分及び保護申請却下処分には違法又は不当な点が認められる。

なお、平成[ ]年[ ]月[ ]日付けの返還金決定処分及び過誤払金決定処分については、保護廃止処分に付随する処分であり、保護廃止処分と併せて取り消されるべきものである。

## 第6 結論

以上検討したとおり、本件審査請求には理由が認められるため、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成27年12月21日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清 司



## 教 示

この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした [REDACTED] を被告として決定の取消しの訴えを、あるいは埼玉県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。この場合、訴訟において [REDACTED] を代表する者は [REDACTED]、埼玉県を代表する者は埼玉県知事です。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。